

様式ID

NTA1VNZ270010010

財産等が使用開始されていない場合のやむを得ない事情等の届出書
(寄附を受けた公益法人等用)

令和 年 月 日 提出 国税庁長官

提出先

F01

税務署長

届出者（公益法人等(共同受託の場合は、主宰受託者)）

郵便番号	F05	—	住所又は所在地	F06							
氏名又は名称 (カナ)	F03				代表者氏名 (カナ)	H06		電話番号	F07	—	—
氏名又は名称	F04				代表者氏名	H07		連絡先氏名			
公益信託の名称								業種又は職業			

特定贈与等を受けた財産等の寄附者

住所	(寄附時の住所)										
電話番号	(電話番号 — —)										
フリガナ											
氏名											

(1) 租税特別措置法第40条第3項に規定する財産等が使用開始されていない場合 (令和 年 月 日現在)

① 財産等が土地の場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合

建築着工の有無	入札年月日	建築確認申請年月日	請負契約年月日	工事着工年月日	請負契約金額
有 ・ 無	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	千円

建築請負業者に関する事項	所在地				
	名称		電話番号	— —	

建築資金の調達方法等	調達（予定）年月日	調達（予定）方法	金額（予定）	調達（予定）先 (調達方法が「自己資金」を除く。)	寄附者と調達先との関係
	・ ・	借入・寄附・自己資金	千円		
	・ ・	借入・寄附・自己資金			
	・ ・	借入・寄附・自己資金			
	・ ・	借入・寄附・自己資金			
(注) 請負金額の全額に係る建築資金の調達方法等を記載してください。					

② ①以外の場合

〔使用開始されていない理由を具体的に記入します。〕

(2) やむを得ない事情により租税特別措置法第40条第5項第1号及び同条第6項から第12項までの規定により取得する財産等を譲渡等の日から1年以内に使用開始できない場合

(令和 年 月 日現在)

〔やむを得ない事情により財産等を譲渡等の日から1年以内に使用開始できない場合には、そのやむを得ない事情を具体的に記載します。〕

使用開始予定年月日

令和

年

月

日

税務署
整理欄

通信日付印の年月日

F12

(西暦) 年

月

日

備考